

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の根拠

我が国においては、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、その中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊要な課題であり、二十一世紀の最重要課題と位置づけられています。

また、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、5年ごとに計画が見直され、令和2（2020）年に「第5次男女共同参画基本計画」（以下「第5次基本計画」という。）が策定されました。

「第5次基本計画」では

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs¹で掲げられている包摂的かつ持続的な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

の4つを目指すべき社会として掲げています。

本町においては、平成15（2003）年に「熊取町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を行ってきました。

これまでの取組や社会情勢の変化により、性別によって役割を固定的に捉える意識は薄れつつありますが、依然として不平等感が高い分野も多くあり、今後も一層の男女共同参画の推進に向けた取組が必要です。

また、少子高齢化の進展や平均寿命の延伸、それに伴う家族のあり方や働き方の多様化等、近年人生のあり方が複雑多様化してきています。人生100年時代に向け、若者から高齢者まで、全ての人に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会づくりのための取組を進める必要があります。

このたび、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度までを期間とした「熊取町第2次男女共同参画プラン」（以下「第2次プラン」という。）の満了にあたり、今後の本町における男女共同参画に関する取組を計画的に推進するため、国の「第5次基本計画」や府計画、社会情勢、本町の現状などを踏まえ、新たに「熊取町第3次男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

¹ 持続可能な開発目標（SDGs）：「Sustainable Development Goals」の略称であり、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成されています。

2. 計画の役割

本町における男女共同参画社会の実現に向けての「施策の基本的方向とその推進方策」を定めま
す。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び本町の「男女共同参画推進条例」に基
づき策定するものです。

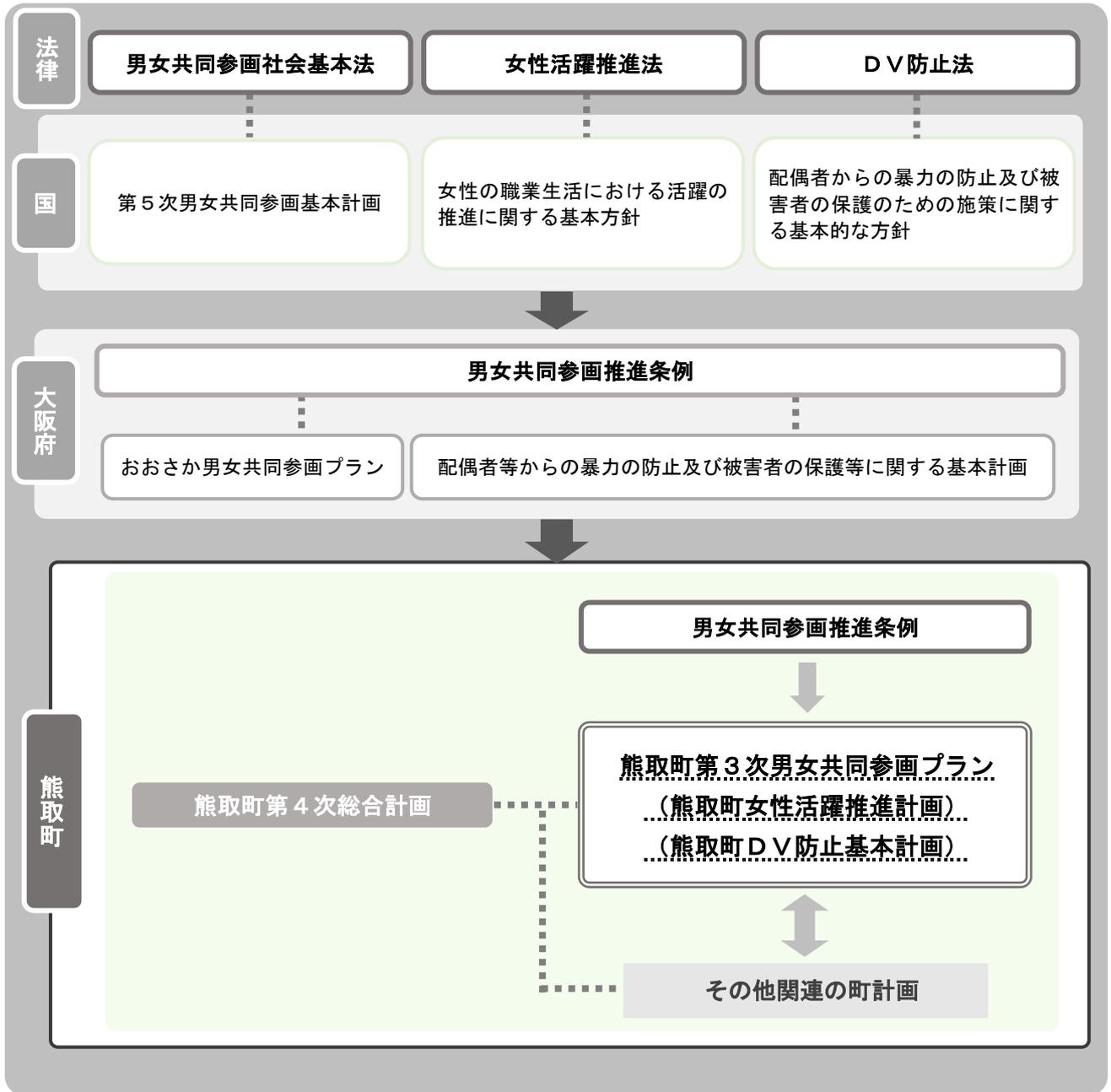
また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基
づく「熊取町女性活躍推進計画」と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（D
V²防止法）」第2条の3第3項に基づく「熊取町DV防止基本計画」を包含しています。

策定にあたっては、「熊取町第4次総合計画」をはじめとした本町の男女共同参画にかかわる各種
計画との整合を図りながら、国の「第5次基本計画」や府の「おおさか男女共同参画プラン（2021-
2025）」などの内容を勘案するとともに、各種統計データや住民アンケート調査の結果による現状を
踏まえて策定しています。

加えて、本計画は、SDGsの5番目のゴールである「ジェンダー³平等を実現しよう」を中心に、
各ゴールを意識しながら男女共同参画を推進します。

² ドメスティック・バイオレンス：英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ば
れることもあります。明確な定義はありませんが、日本では「配偶者・パートナー、恋人など親密な関係にある、または
あった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。

³ ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/
sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このよ
うな男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）といいます。「社会的・文化的に形成
された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく国際的にも使われています。



4. 計画期間

計画の期間は令和5（2023）年度から令和14（2032）年度の10年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しをするものとします。